

特定複合観光施設区域整備計画審査委員会における  
オブザーバーの出席等に関する細則

令和4年10月28日  
特定複合観光施設区域整備計画審査委員会

この細則は、特定複合観光施設区域整備計画審査委員会設置要綱（以下「設置要綱」という。）第7条の規定に基づき、同要綱第3条第5項に規定するオブザーバーの出席等に関して必要な事項を定めるものとする。

設置要綱第3条第5項の規定により特定複合観光施設区域整備計画審査委員会に出席するオブザーバーには、委員長が必要があると認めるときは、意見又は説明を求めることができる。

附 則

この細則は、令和4年10月28日から施行する。